

## さがみはらみんなのシビックプライド条例（さがみん条例）に関する取組について

4月1日に施行した「さがみはらみんなのシビックプライド条例」は、「シビックプライド」を条例名中に掲げ、シビックプライドを高めることを目的とした条例としては全国初となります。

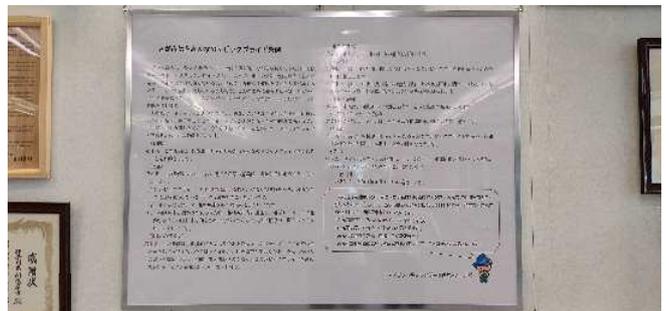
シビックプライドを高める取組を進めるに当たり、市役所本庁舎本館1階ロビーにて条例に関する展示を行うほか、市ホームページに特設ページを作成しましたので、お知らせします。

### 【ロビー展示について】

1 設置場所 市役所本庁舎本館1階ロビー(正面玄関から入って右側、受付横)

### 2 内容

- ・「さがみはらみんなのシビックプライド条例」全文
- ・「さがみん条例」パネル
- ・条例啓発チラシの配布



### 【特設ページについて】

特設ページにおいて、条例の解説、ポイント、条例制定までの取組等を紹介しています。

[https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/city\\_promotion/1020911.html](https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/city_promotion/1020911.html)



### さがみはらみんなのシビックプライド条例とは？

市に対する「誇り」「愛着」「共感」を持ち、「まちのために自ら関わっていかこうとする気持ち」であるシビックプライドを高めることを目的として制定した条例です。

### 【問い合わせ先】

市長公室 シビックプライド推進部  
観光・シティプロモーション課  
電話：042-707-7045(直通)